

◆運営・維持管理業務委託仮契約書(案)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
752	1	第1条	10		総則	今後提案内容をを検討するにあたり、組合殿は事業者から要請があれば本契約締結時に利用しうるすべてのデータ及び情報に関して明示頂けるものと理解します。	事業者の請求に応じて情報の開示を行います。
753	1	第1条	10		総則	「乙は…本契約締結時に利用しうる全ての情報及びデータ…」とありますが、何らかの事由により事業者が利用しえなかった情報・データの存在が、事業開始後に明らかになった場合は、当該条文の例外に当たるものと理解してよろしいでしょうか。	それが本契約の締結時に利用が可能なものであったことが判明した場合には、本契約の適用がありますが、本契約締結後のご事情は、本規定の適用の埒外です。
754	2	第5条	3		業務遂行	「…自己の費用により…必要な協力を…」とありますが、法令等上必要のない事項(新聞公告費用等)は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
755	2	第5条	5		業務遂行	後段に「乙による…基準値の未達は…」とありますが、突発的な計器の誤作動等による場合は、債務不履行とはみなされないと理解してよろしいでしょうか。	実際に基準値の未達がなかったことを事業者が立証した場合には、お見込みのとおりです。
756	2	第5条	6		業務遂行	『乙は、甲が締結することとなる住民協定等を十分理解して…。』とありますが、この内容については極力前広にご開示頂けるものと理解します。	お見込みのとおりです。
757	2	第5条	6		業務遂行	「住民協定等」とありますが、すでに締結されている協定及びこれから締結する予定の協定がある場合はお示し下さい。	用水の確保に関する住民協定等があります。
758	2	第5条	9 10		業務遂行	当該条文にある「備品等」は、貴組合職員が使用される備品(机・パソコン等)は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
759	3	第5条	10		業務遂行	『乙によって購入又は調達された当該備品等の所有権は、甲に帰属するものとする。』とありますが、委託料で乙が購入した備品の所有権を甲に設定することは、贈与とみなされ税務上問題を生じる可能性もあると思われまます。これに関するご見解を頂きたいと存じます。	贈与税の課税対象になることはないと考えていますが、仮に事業者に課税される場合は事業者の負担となります。譲渡損失が計上できない場合による課税も同様です。
760	3	第5条	10		業務遂行	「この場合、…当該備品等の所有権は、甲に帰属するものとする。」とありますが、乙が購入し、乙自らが使用する机・パソコン等の備品、被服類等は含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	消耗品については、お見込みのとおりです。なお、乙が購入する机・パソコン等は本契約上の備品に含まれます。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
761	3	第5条	10		業務遂行	ここでいう「備品」に、「要求水準書(運営・維持管理編)新施設の運営・維持管理、既存最終処分場の運営・維持管理業務4-13」にある既存の破碎機は含まないものと考えてよろしいでしょうか(破碎機の劣化・磨耗の進行は、受け入れる廃棄物の量・性状に大きく左右されますが、事業者では廃棄物の量・性状をコントロールすることができないため、当該破碎機の新規購入は貴組合にて御願います)。	お見込みのとおりです。ただし、破碎機を新規購入する必要がある場合は事業者の負担となります。
762	3	第5条	12		業務遂行	光熱水の適正利用について、貴組合職員の方々にご協力頂けると考えてよろしいでしょうか。	常駐職員はいませんが、本組合職員が使用する分についてはお見込みのとおりです。
763	3	第6条	2		本業務の範囲	『前項の定めにかかわらず、乙は、運営施設の機能を維持するため又は運営施設を円滑に運営しかつ維持管理するために必要な措置を適時に講じるものとする。』とありますが、維持すべき機能の水準及び講じるべき措置内容については、別途協議のうえ、一定の範囲内で決定されるものと理解します。	お見込みのとおりです。本項の義務を履行するために、事業者は必要な情報を組合に提供してください。
764	3	第6条	3		本業務の範囲	『乙は、工事請負人が実施する運営施設の試運転において、必要な協力を行うものとする。』とありますが、協力とはどのような内容を想定されているかご教示願います。	工事請負人が試運転を実施するのに必要な協力すべてです。なお、工事請負人に代わって試運転を行うまでの義務はありません。
765	3	第8条			第三者の使用	乙から運転管理業務を受託した者がその一部を構成員ではない第三者へ委託することは廃掃法の再委託には該当していないと理解します。	事業者は、自己の責任において適法なスキームで事業を遂行する義務を負います。
766	5	第13条	1		業務計画書	業務計画書の提出については、『本契約の締結日から5日以内に・・・』とありますが、落札者決定からの日程に鑑みて現実的に困難と見込まれますので、運営開始が見込まれる事業年度の開始前と理解します。	運営・維持管理業務委託仮契約(案)のとおりとします。
767	5	第13条			業務計画書	「最初の事業年度に関しては、本契約の締結日から5日以内に」とありますが、業務計画書の作成にあたっては、実際の業務体制を構築したのち、業務に関する検討が必要となります。つきましては、初年度の運営開始前までに提出することで、御再考願えますでしょうか。	運営・維持管理業務委託仮契約(案)のとおりとします。
768	6	第17条	1		委託料の支払	委託料の前提条件は要求水準書(運営・維持管理編)新施設の運営・維持管理、最終処分場の運営・維持管理業務の2-1ページから2-2ページで示されますごみ質の範囲内と理解します。範囲外となった場合は委託料について別途協議頂けると理解してよろしいでしょうか。	一定期間において大きく逸脱するような場合は、協議も検討します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
769	6	第17条	2		委託料の支払	『…委託料のうちの固定費から当該運転停止により乙が支払を免れた費用を、委託料から控除して支払うことができるものとする。』とありますが、具体的に控除の対象となると想定されるものをご教示願います。	短期で雇い入れている運転員の人件費等が想定できます。
770	6	第17条	2		委託料の支払	『…委託料のうちの固定費から当該運転停止により乙が支払を免れた費用を、委託料から控除して支払うことができるものとする。』とありますが、甲の責により運営施設の運転停止を行った場合は、免責となるものと理解します。	本項の定めるところは原因者がだれであるかを問いません。
771	6	第17条	4		委託料の支払	『…遅延日数に応じ3.7パーセントの割合による損害遅延金を支払う。』とありますが、3.7パーセントの設定根拠をご教示願います。	別府市契約事務規則によります。
772	7	第20条			料金徴収	具体的な甲への納付方法(指定口座への入金等)をお示し下さい。	翌開庁日までに現金で納めることを原則とします。詳細については協議します。
773	7	第24条			徴収事務用の印鑑	徴収事務用の印鑑については、運営開始前のしかるべき時期に届け出るとのことと理解致します。	少なくとも、徴収が開始される前にお届けいただく必要があります。
774	7	第24条			徴収事務用の印鑑	「搬入料金の徴収事務に使用する印鑑を、本契約締結後、直ちに甲に届け出なければならない。」とありますが、運営事業体制が構築出来る、運営開始前までに届出を行うことで御再考願えますでしょうか。	少なくとも、徴収が開始される前にお届けいただく必要があります。
775	8	第27条	2		保険	『運営施設に係る建物総合損害共済』の付保予定内容についてご教示頂きたく宜しくお願い致します。	落札者決定後に、協議の中でお示しします。
776	9	第31条	3	(2)	法令変更によって発生した費用等の負担	本項で想定されるものを例示願います。	本事業に関する条例、廃棄物関連、民活導入公共事業関連以外の法令等が該当します。また、本事業の事業者、廃棄物関連事業者、民活導入公共事業の事業者に限定して課税される税制度以外の税制度が該当します。
777	10	第33条			業務の引継ぎ等	本規定については、甲、乙で引継ぎ要領を協議の上、事業期間内に実施するものと理解します。	お見込みのとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
778	10	第33条			業務の引継ぎ等	「乙は…自己の費用で本業務の引継ぎ等…」とありますが、引継に関する業務については、引継対象となる第三者に影響される部分が多く、事業者の裁量のみで対処できる事項ではありません。適正な引継計画の立案のため、引継期間等は予め限定されるべきと思料致します。付きましては、引継業務に係る基準(引継時期・期間等)をお示し願います。	契約終了前とし、熱回収施設については90日、リサイクルセンターについては30日とします。
779	10	第35条	2		甲の解除権	『…違約金として、甲の指定する期間内に支払う義務を負う。』とありますが、指定する期間を明示願います。	期間の指定はそのときにおける具体的、個別的な判断となります。
780	11	第42条	4		知的財産権	甲は提供された情報、書類、図面等の使用にあたり乙と協議することを条件として付け加え頂きたいと存じます。	運営・維持管理業務委託仮契約(案)のとおりとします。
781	12	第42条	4		知的財産権	中段に「甲は、…甲の裁量により利用する権利及び権限を有する…本契約の終了後も存続するものとする。」とありますが、当該情報、書類、図面等には、不正競争防止法上保護されるべき乙の営業機密等が含まれておりますので、第三者への開示等はご容赦願います。	競争上の地位を害すると思われる事項については、入札参加者に確認します。
782	14	別紙1モニタリング実施要領等				モニタリングの結果、是正勧告がなされますが、これを受けての是正期間につきご教示願います。	是正期間の設定は、扱う事象により具体的、個別的な判断によりなされます。
783	14	別紙1モニタリング実施要領等	2	(2)	減額等の措置を講じる事態	「軽微」または「比較的重大」と判断する判断基準をお示し下さい。	ごみ収集ができず住民の生活に支障を及ぼす可能性がある場合を「比較的重大」とであると想定しています。
784	14	別紙1モニタリング実施要領等	2	(3)	減額等の決定過程①	「…、甲は、…乙に相当な是正期間を提示する。」とありますが、提示された「是正期間」に対して、乙が合理的な意見上申を行った場合は、当該意見を反映して頂けないでしょうか。	提示した是正期間が、事業者の意見により変更されることはありませんが、是正期間を提示するにあたり、是正に必要な期間として事業者から適切な時期にご意見を頂戴した場合には、それを参考にすることがあります。
785	14	別紙1モニタリング実施要領等	2	(4)	委託料の減額の金額算定方法①	累積ペナルティポイントが10になると『支払停止』とありますが、運転が復旧した場合は一定の支払があるものと理解します。	減額等の対象となるのは、各半期に支払う委託料であることから、期の途中で是正されたとしても、ペナルティポイントが10以上の場合には、支払停止になります。
786	16	別紙2委託料(第17条及び第18条)	1	①	支払スケジュール	請求書の提出は、『…甲の確認通知を受領した場合、速やかに…』とのみ規定されていますが、具体的な提出期間(確認通知受領後、〇〇日以内)と明示願います。	運営・維持管理業務委託仮契約(案)のとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
787	16	別紙2委託料(第17条及び第18条)	1	②	各半期の委託料の金額	一般廃棄物の処理量1トン当たりの単価は受入廃棄物の質によっても大きく変動するものと理解します。受入廃棄物の質についても反映される委託料の支払方法を検討願えないでしょうか。	運営・維持管理業務委託仮契約(案)のとおりとします。
788	17	別紙2委託料(第17条及び第18条)	3	(1)	物価変動による改定	本項で物価変動による委託料改定方法が示されておりますが、これを反映する具体的な年度内における時期並びに精算期につきご教示願います。	別紙2に示した算定式によります。つまり、(t-1)年度に生じた物価変動は、t年度の委託料支払いにて清算することとなります。1年間の時差はありますが、この部分のリスクについては官民双方が負担していることとなります。
789	18	別紙2委託料(第17条及び第18条)	3	(2)	消費税及び地方消費税の改正による改定	本項で消費税及び地方消費税の改正による委託料改定方法が示されておりますが、これを反映する具体的な年度内における時期並びに精算期につきご教示願います。	組合が委託料を支払う時点での税率により支払うものです。
790	20	別紙4			不可抗力の場合の費用分担(第29条)	乙の負担は1事業年度中に発生した追加費用又は損害の100分の1となっておりますが、追加費用又は損害は現状では定量化不可能であるため、例えば年間委託料の100分の1等定量的に評価できるよう修正をお願い致します。	運営・維持管理業務委託仮契約書(案)のとおりとします。従って、事業者は十分な保険を手当てしてください。
791	20	別紙4			不可抗力の場合の費用分担(第29条)	「不可抗力が生じた場合、1事業年度中に追加費用又は損害の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし」とありますが、 ① 追加費用と損害は異なるものであることも想定されることから、「追加費用及び損害」として頂けますよう御再考願います。 ② 不可抗力による追加費用及び損害の1%を事業者が負担することになりますが、事業者でコントロール出来ない不可抗力による追加費用及び損害を、事業者が負担することは、矛盾があると思われれます。 御再考下さい。	運営・維持管理業務委託仮契約書(案)のとおりとします。従って、事業者は十分な保険を手当てしてください。